

「総合口座および流動性預金関連規定集」の改定のお知らせ

山陰合同銀行では、このたび総合口座および流動性預金関連規定集を改定し、下記変更日以降、新規定によりお取扱させていただきます。

なお、新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

【改定事項】

下表のとおり、改定いたします。

※下表では、変更または追加・削除する条項のみ記載しております。

※全条項は、定型約款として当行ホームページ上「定型約款・規定集」に掲載しております。

総合口座および流動性預金関連規定集(新旧対比表)

改定前	改定後
<h3>総合口座取引規定</h3> <p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (貸越金利息等)</p> <p>(1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、店頭掲示のごうざん総合口座貸越利率記載の貸越利率とします。</p> <p>②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。</p> <p>③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。</p> <p>(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。</p> <p>(3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">預173 (2021. 3改) <2021. 3></p>	<h3>総合口座取引規定</h3> <p>1. ～8. (省略)</p> <p>9. (貸越金利息等)</p> <p>(1) ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、当行ウェブサイト掲載の普通預金、スーパー定期預金<単利型>、スーパー定期預金<複利型>、期日指定定期預金、大口定期預金、変動金利定期預金の商品概要説明書に記載の貸越利率とします。</p> <p>②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。</p> <p>③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。</p> <p>(2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。</p> <p>(3) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">預173 (2021. 6改) <2021. 6></p>

変更日 2021年6月1日(火)

以上